

山形県屋外広告物条例に基づく指定地域新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>3 一略一</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 県内の鉄道全線及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域及び第6項に該当する地域を除く。）</p>	<p>3 一略一</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 県内の鉄道全線及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域及び第5項に該当する地域を除く。）</p>
<p>4 一略一</p> <p>次に掲げる都市計画道路（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。）の区域及び当該都市計画道路として決定された土地の区域から500メートル以内の地域（条例第3条第1項に規定する普通規制地域及び第4項第1号イの道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）を除く。）とし、山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）別表第2に掲げる第2種特別規制地域とする。</p> <p>(1) 村山都市計画道路 1・3・1号村山尾花沢線</p> <p>(2) 東根都市計画道路 1・3・1号東根村山線</p> <p>(3) 鶴岡都市計画道路 1・5・1号鼠ヶ関温海線</p> <p>(4) 酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線</p> <p>(5) 遊佐都市計画道路 1・5・1号遊佐吹浦線</p>	<p>4 一略一</p> <p>次に掲げる都市計画道路（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。）の区域及び当該都市計画道路として決定された土地の区域から500メートル以内の地域（条例第3条第1項に規定する普通規制地域及び前項第1号イの道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）を除く。）とし、山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）別表第2に掲げる第2種特別規制地域とする。</p> <p>(1) 鶴岡都市計画道路 1・5・1号鼠ヶ関温海線</p> <p>(2) 酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線</p> <p>(3) 遊佐都市計画道路 1・5・1号遊佐吹浦線</p>
<p>5 一略一</p> <p>次に掲げる道路（第4項第1号に掲げる道路を除く。）及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）</p> <p>(1)～(3) 一略一</p>	<p>5 一略一</p> <p>次に掲げる道路（第3項第1号に掲げる道路を除く。）及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）</p> <p>(1)～(3) 一略一</p>